

参考資料

-
- 1 原子力損害の範囲の判定等に関する指針（1次及び2次）について
 - 2 原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（概要）
 - 3 原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針（概要）
 - 4 原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補
 - 5 原子力災害の賠償等に関する緊急要望（これまでの国への要望）

福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針(1次及び2次)について

平成23年5月
文部科学省
研究開発局

- 原子力損害賠償紛争審査会が、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の判定等のための指針として策定。
- 被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針を策定。
- 第一次指針(4月28日)は政府指示等に伴う損害、第二次指針は5月末時点で追加的に整理可能な事項を追加。
- 指針の対象とされなかった損害も含め、7月頃には原子力損害の全範囲を中間指針として取りまとめる予定。

地域的分類

時間的分類

事故発生
指示・制限等の期間
限指示
解除・後制

	I 避難指示(20km圏内)、屋内退避指示(20~30km圏内)、計画的避難区域等	II 航行危険区域(30km圏内)	III 出荷制限等区域	IV 指示・制限等の対象外地域
事故発生 指示・制限等の期間	<ul style="list-style-type: none"> ○避難、一時立入費用 <ul style="list-style-type: none"> ・避難等に伴う費用(交通費、宿泊費等) ○営業損害(農林水産業、製造業等事業一般) <ul style="list-style-type: none"> ・営業、取引等の減収分 ・商品廃棄費用、拠点の移転費等の追加的費用 ○就労不能等に伴う給与等の減少 ○財物価値の喪失又は減少等 ○検査費用(人、物) <ul style="list-style-type: none"> ・放射線被ばくの検査費用 ・商品の汚染検査費用 ○生命・身体的損害 <ul style="list-style-type: none"> ・避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等 ○避難等に伴う精神的損害 <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の避難等によって生じる精神的苦痛 <p>※今後、更なる検討が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難等に伴う精神的損害の具体的な算定方法 ・代替性のない部品等の取引不能によるいわゆる間接損害 ・地方公共団体の財産的被害等 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業損害(漁業者、海運業者、旅客船事業者等) <ul style="list-style-type: none"> ・操業困難による減収分 ・航路迂回による費用増加分 ○就労不能等に伴う損害 <ul style="list-style-type: none"> ・就労不能の場合の給与等の減収 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業損害(農林漁業者等) <ul style="list-style-type: none"> ・出荷、作付、放牧等制限指示による減収分 ・商品廃棄費用等の追加的費用 ○就労不能等に伴う損害 <ul style="list-style-type: none"> ・就労不能の場合の給与等 <p>※対象となる出荷制限等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の出荷制限指示 ・地方公共団体等が合理的な理由に基づき行う自粛要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難費用 ○いわゆる「風評被害」(農林水産業、商工業、観光業等) <ul style="list-style-type: none"> ・営業損害、検査費用(物)等 <p>【「風評被害」の一般的基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般的な人を基準に合理的な場合。 ・原則として損害と認める類型を指針化(2次指針では以下のもの) <p>【農林漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも出荷制限区域(本年4月末まで)が出されたことがある区域で産出されたもの。 ・農林産物(食用のみ、畜産物除く) <ul style="list-style-type: none"> →福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県(一部) ・畜産物(食用のみ)、水産物(食用のみ) <ul style="list-style-type: none"> →福島県、茨城県 <p>【観光業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも福島県の観光業 <p>【その他の業種】(今後検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品、金融、製造業、サービス業、小売・卸売業、中小企業、建設・不動産、水道事業(上水道、下水道)、運輸・物流、医療・福祉等、学校・スポーツ・文化、情報通信等
限指示 解除・後制	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅費用(交通費等) ○検査費用(人、物) ○財物価値の喪失又は減少等 ○営業損害等 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業損害 ○検査費用(物)等 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業損害 <ul style="list-style-type: none"> ・解除後にも生じる減収分等 ○検査費用(物)等 	

「東京電力（株）福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（概要）

I. 第一次指針の位置付け等

- 被害者の迅速な救済を図るため、蓋然性の高いものから順次指針として提示することとし、今般、第一次指針を策定。
- 第一次指針で対象とされなかった損害項目、範囲についても、今後検討。
- 迅速な賠償のため、一定期間毎の支払い方法等についても言及。

II. 第一次指針の概要

①政府による避難等の指示に係る損害

[対象区域] 避難(20km 圏内)、屋内待避(20~30km 圏内)、計画的避難(20km 以遠の累積線量が 20mSv/年に達するおそれのある区域)等の政府指示が出された区域

[損害の範囲]

1. 検査費用（人）

- 避難等対象者が、被曝による身体への影響の有無を確認する目的で受けた検査につき支出した検査費用

2. 避難費用

- 避難等対象者が負担した交通費、宿泊費等（※実費賠償が原則だが、一定金額を支払う方法の場合に用いる平均的損害額については、第一次指針後早急に検討。）

3. 生命・身体的損害

- 避難等を余儀なくされたための傷害、健康状態悪化、疾病あるいは死亡による逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

4. 精神的損害

- 避難等を余儀なくされたことにより、正常な日常生活の維持・継続が長期間著しく阻害されたことによる精神的苦痛については認められる余地があり、今後、判定基準や算定要素を検討。

5. 営業損害

- 事業の不能等により現実に減収のあった営業、取引等の減収分（原則として逸失利益）
- 事業への支障による、またはそれを避けるために負担した追加費用（商品、営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用等）

6. 就労不能等に伴う損害

- 対象区域内に住居又は勤務先がある労働者について、避難等により就労が不能となった場合（解雇を含む）の給与等の減収分

7. 検査費用（物）

- 対象区域内にあった商品を含む財物について、①安全確認のための検査費用、②取引先等の要求等による検査費用

8. 財物価値の喪失又は減少等

- 財物（動産及び不動産）につき、避難等による管理の不能等や放射性物質への曝露により現実に喪失又は減少した価値及びこれに伴う追加費用

②政府による航行危険区域設定に係る損害

[対象区域] 海上保安庁による航行危険区域（30km 圏内）の設定に伴う損害

[損害の範囲]

1. 営業損害

- 漁業者が対象区域内で操業できなかったことによる減収分
- 内航海運業者が航路を迂回したことに伴う費用増加分

2. 就労不能等に伴う損害

- 対象区域内で操業が不能等となった漁業者または内航海運業者等の経営状態悪化のため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等となった場合（解雇を含む）の給与等の減収

③政府等による出荷制限指示等に係る損害

[対象区域及び品目] 差し当たって、政府による出荷制限指示または地方公共団体が合理的理由に基づき行う出荷または操業自粛要請（生産者団体が政府または地方公共団体の関与の下で合理的理由に基づき行う場合を含む）があった区域及びその対象品目

※第一次指針の対象とならなかった区域及び品目については、引き続き検討

[損害の範囲]

1. 営業損害

- 農林漁業者が政府等による出荷制限指示等による出荷または操業の断念を余儀なくされて生じた減収分、追加的費用（商品の廃棄費用等）
- 対象品目を仕入れた流通業者が、政府等による出荷制限指示等により、当該品目の販売等の断念を余儀なくされて生じた減収分

2. 就労不能等に伴う損害

- 政府等による出荷制限等により、対象品目を生産する農林漁業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等となった場合の給与等の減収

「東京電力（株）福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等
に関する第二次指針」（概要）

第一次指針(本年4月28日策定)の対象外の事項のうち、現時点で追加可能な事項を整理。

①政府による避難等の指示に係る損害

[損害項目]

注:【1次検討】第一次指針で対象となっているものの
具体的内容について今後検討とされた項目
【2次追加】第二次指針での追加項目

1. 警戒区域(20km 圏内)への一時立入費用、避難指示等解除後の帰宅費用【2次追加】

2. 避難等生活による精神的損害【2次追加】

○長期間の避難等生活による精神的損害を賠償すべき損害と認定。

3. 避難費用と避難等生活による精神的損害の損害額算定方法【1次検討】

○第一次指針において平均的費用を支払うこととしていた避難費用について、一次避難(避難所)、二次避難(旅館・ホテル等)等の避難状況の実態に則し、原則実費とする。

○避難生活の態様と精神的苦痛の大きさを類型化して一定額を算定。類型化と具体的な額の算定方法については今後検討。(※論点として提示された類型化案)

※①体育館等避難所 > ②仮設住宅・賃貸マンション等 > ③旅館・ホテル等 ≧ ④屋内待避

②政府等による出荷制限指示等に係る損害【2次追加】

[損害項目]

1. 出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害

2. 出荷制限指示等の解除後の損害

3. 政府等による作付制限指示、放牧及び牧草等給与制限指導等による損害

③いわゆる風評被害【2次追加】

1. 一般的基準

○賠償すべき損害と認める一般的基準は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般的な人を基準に合理的な場合。

○①原則として損害と認める類型と②個別に検証する類型とに分け、第二次指針では農林漁業及び観光業について①に該当する類型を提示(それ以外も今後検討)。

2. 農林漁業の「風評被害」

[対象品目・区域] 少なくとも出荷制限指示等(本年4月まで)の出されたことがある区域において産出されたもの(農林漁業者による出荷自粛等も含む)

○農林産物(畜産物を除き、食用に限る)

→福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(一部)

○畜産物(食用に限る)→福島県、茨城県

○水産物(食用に限る)→福島県、茨城県

3. 観光業の「風評被害」

[対象区域] 少なくとも福島県における観光業。ただし、損害額の有無及び算定に当たっては、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込み等にも留意。

「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」

平成 23 年 6 月 20 日
原子力損害賠償紛争審査会

第 1 はじめに

1 平成 23 年 5 月 31 日に公表された「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」の第 2 の〔損害額算定方法〕の「2 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法」において、「避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害」及び「生活費の増加費用」を合算した損害額（以下、「損害額」という。）の具体的な算定方法について、暫定的な考え方を明らかにした。

すなわち、損害額の算定に当たっては、宿泊場所等によって、生活環境、利便性、プライバシー確保等の点からみて精神的苦痛の程度は異なると考えられるため、①避難所・体育館・公民館等（以下、「避難所等」という。）、②アパート・借家・公営住宅・仮設住宅・実家・親戚方・知人方等、③ホテル、旅館等の順序で段階的に金額に差を設け、また、④屋内退避を余儀なくされた者については、上記③の金額を超えない範囲で損害額を算定することが考えられるが、なお引き続き検討するとした。

2 これを受けて、このたびの指針追補（以下「第二次指針追補」という。）においては、損害額の算定方法等につき、その考え方を明示することとした。

具体的には、「対象者」、「損害額算定の基本的考え方及び算定期間」、「損害額の算定方法」、「損害発生の始期及び終期」に関する考え方を明らかにする。

第2 避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の 損害額の算定方法

1 対象者

(指針)

- I) 損害の賠償の対象者は、①避難及び対象区域外滞在を余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、②屋内退避を余儀なくされたことに伴い、長期間行動の自由が制限されるなど、避難等により正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたって著しく阻害された者である。
- II) 上記①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等をした者個人が賠償の対象となる。

(備考)

- 1) I) の①又は②に該当する者は、対象区域（避難区域、警戒区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）から実際に避難した上引き続き同区域外での滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）、及び屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者である。

但し、緊急時避難準備区域内に生活の本拠としての住居がある者であって、本指針が定められた日以降に同区域外に避難を開始した者（子ども、妊婦、要介護者、入院患者等を除く。）については、I) の①の対象としない。

- 2) 損害賠償請求権は個人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個人に

対してなされるべきである。

また、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難者が現実には被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。

2 損害額算定の基本的考え方及び算定期間

(指針)

損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について金額を算定することが合理的と認められる。

I) 事故発生から6ヶ月間(第1期)

II) 第1期終了から6ヶ月間(第2期)

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

III) 第2期終了後、終期までの期間(第3期)

(備考)

1) 第1で述べたとおり、第2次指針においては、損害額の算定方法として、宿泊場所等によって4類型に分けて算定する方法を含め引き続き検討することとした。

2) しかしながら、長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類す

るのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である。

- 3) 本件事故後、避難等した者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。
- 4) 第1期終了後6ヶ月間（第2期）は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。
- 5) 第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。
- 6) なお、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者については、避難及

び対象区域外滞在をした者の損害額を超えない範囲で損害額を算定する。

3 損害額の算定方法

(指針)

損害額の算定に当たっては、前記2で述べた第1期ないし第3期に応じて、以下のとおりとすることが考えられる。

- I) 第1期については、一人月額10万円を目安とする。
但し、この間、避難所等における避難生活を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。また、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（計画的避難区域から避難した者、及び緊急時避難準備区域から本指針が定められた日の前日までに避難を開始した者を除く。）については、一人10万円を目安とする。
- II) 第2期については、一人月額5万円を目安とする。
- III) 第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

(備考)

- 1) 前記2の(備考)の3)で述べたように、第1期は特に精神的苦痛が大きい期間と認められる。このため、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料(日額4,200円。月額換算12万6,000円)を参考にした。本件事故により平穏な日常生活とその基盤が突如失われ、自宅から離れた不便な避難生活を強いられ、いつ故郷の自宅に戻ることができるのか判然としない不安感を覚えるなど大きな精神的苦

痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。

但し、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしてきた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる。

- 2) 前記2の(備考)の4)で述べたように、第2期については、第1期に見られる突然の混乱等からは脱し、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられる。そこで、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部)による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。
- 3) 前記2の(備考)の5)で述べたように、第3期については、そのいずれかの時点で避難生活の収束の見通しがつき、帰宅準備や、避難期間に応じた生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額を検討するのが妥当である。
- 4) なお、損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、これはあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。
- 5) なお、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者については、避難及び対象区域外滞在をした者の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は10万円を目安

とするのが妥当である。

4 損害発生の始期及び終期

(指針)

- I) 損害発生 of 始期については、個々の対象者が避難等をした日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日とする。
- II) 損害発生 of 終期については、基本的には対象者が対象区域内の住居に戻ることが可能となった日とすることが合理的であるが、対象者の具体的な帰宅の時期等を現時点で見通すことは困難であるため、なお引き続き検討する。

(備考)

- 1) 対象者の損害発生 of 始期については、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。

しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生 of 始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。

但し、緊急時避難準備区域内に生活の本拠としての住居がある対象者（子ども、妊婦、要介護者、入院患者等）であって、本指針が定められた日以降に避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

- 2) なお、損害発生 of 終期については、基本的には対象区域内の住居に戻ることが可能となった日とするのが合理的である。しかしながら、実際の対象者の具体的な帰宅の時期等を現時点で見通すことは困難であるため、今後

の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて具体的な終期を検討するのが妥当であると考えられる。

(以上)

内閣総理大臣

菅 直人 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

この度の東北地方太平洋沖地震に伴い、福島第一原子力発電所において発生した原子力災害については、県内はもとより県外においても甚大な被害をもたらしている。

周辺地域からの避難や屋内退避を余儀なくされた住民は避難先において不便な生活を強いられているとともに、地域経済と雇用を支える事業者においても、未だ事業再開の見通しが立たない状況にあり、水道水や野菜等の摂取制限、出荷制限、米の作付け制限、さらには農林水産物や加工食品、工業製品、観光産業等における風評被害も発生し、原子力災害の影響はますます拡大している。

このような中、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、審議が開始されたところであるが、国による避難・屋内退避区域を超えた広範囲において放射線の見えない恐怖に長期間さらされている本県の実情も踏まえ、東京電力(株)はもとより、国が全責任を持って賠償・補償することを前提に、下記について確実に対応するよう強く要望する。

記

1. 賠償等に関する指針の策定に当たっては、原子力災害の収束が見えない中、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って起こりうる被害等についても確実に指針に盛り込むこと。
2. 被害は県内全体に及んでいるため、県内全域を賠償等の対象とすること。
3. 風評被害や精神的苦痛、営業的損害などについても幅広くとらえ、賠償等の対象とすること。
4. 役場機能移転等の被害も生じていることから、自治体が被った損害も賠償等の対象とすること。
5. 被災者等の速やかな救済及び広範な損害の十分な賠償等のため、指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること。
6. 被災者や被災自治体等の意見を十分に聞くこと。
7. 上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれることなく、法改正や特別法の制定等も視野に置きながら、被災者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

平成23年4月21日

福島県知事 佐藤 雄平

内閣総理大臣

菅 直人 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

(いわゆる風評被害、精神的損害、自主避難について)

「原子力損害賠償紛争審査会」において、今般、第一次指針が策定され、政府指示等に基づく行動等に伴う一定の範囲の損害について、基本的な考え方が示されたものの、風評被害を含む営業損害や精神的損害などについては、今後の検討に委ねられたところである。

このたび、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した原子力事故については、日本人がこれまで経験したことのない未曾有の事故であり、政府指示等に基づく一定の範囲に止まらず、県内全域の県民が長期間にわたり放射線の見えない恐怖感にさらされ、あらゆる分野に深刻な影響を及ぼしている。

そのため、政府指示等に基づく一定の範囲以外の損害についても、東京電力(株)はもとより国が全責任を持って下記により、迅速かつ確実に対応するよう強く要望する。

記

1. 風評被害を含む経済的損害

県内全域において、旅館等のキャンセル、出荷制限等を受けていない品目等の取引拒否・契約の解除、放射線に汚染されていない証明書の要求、リース重機の買い取り要求など、「福島県」というだけで敬遠され、取引価格の低下や取引忌避などのいわゆる風評被害により、現実に経済的被害が生じていることから、確実に賠償等の対象とすること。

2. 精神的損害

政府による避難等指示区域の順次拡大等による恐怖心や切迫感、学校生活等における利用制限によるストレス感の強い生活、水や農産物等の摂取制限・出荷制限、長期的な健康不安など一つ一つの事象の積み重ねにより、県内全域で単なる一般的・抽象的不安感や危惧感等を著しく超えた精神的苦痛が生じており、日常の平穏な生活が現実に妨害されている。これら県内全域の県民が被っている精神的苦痛は、このたびの原子力事故に起因することは明らかであり、県民の精神的損害についても、確実に賠償等の対象とすること。

3. 自主避難

原子力災害が収束していない中、上記2のような事象などにより避難等指示区域外の住民が安心を求めて避難することは、妊婦や子どもを持つ親はもとより、すべての県民にとってもやむにやまれない行動であることから、政府による避難等の指示区域外の住民の自主的な避難経費についても、確実に賠償等の対象とすること。

平成23年5月14日

福島県知事 佐藤 雄平

営業損害（いわゆる風評被害）の例

政府による避難等指示以外の地域や出荷制限等の品目以外でも、以下のような損害が生じている。

- 県内外への配達・運搬拒否、割増料金の請求
- 県内ナンバーの車やトラックの県外店舗（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等）での利用拒否
- 県内全域での旅館・ホテル・バス等のキャンセル続出及びそれに伴う観光関連産業（土産屋、レストラン、観光施設、運輸業等）の減収
- 放射能汚染の懸念による商品の取引停止、価格低下（工業製品、加工食品等）
- 風評被害による取引先からの受注減、資材調達困難
- 放射線に汚染されていない証明書の要求
- リース重機の買い取り要求
- 出荷制限等を受けていない農畜産物の取引拒否・契約の解除通告、取引価格の下落
- 海外輸出の減・停止
- 外国人労働者・実習生の大量帰国による営業・製造不能
- 風評被害による出荷停止等に伴う運送事業者の輸送量減少 など

「福島県」というだけで敬遠されている状況。これらの被害は全県域・あらゆる分野におよび、現実に経済的被害が生じていることから、原子力損害であることは明らかである。

政府による避難等指示以外の区域でも避難費用・精神的損害を発生させた事象例等

1 政府指示等

① 政府指示による避難等の指示区域が順次拡大

→ 指示区域の拡大の懸念や恐怖心、切迫感を生じさせた。

② アメリカ政府等による避難勧告

→ 避難地域に関して日本政府と異なる見解。政府指示への疑念や避難地域拡大への懸念、恐怖心を生じさせた。

③ 福島第一原子力発電所事故のINES評価をレベル7に引き上げ

→ 事故評価の段階的引き上げ、チェルノブイリ原子力発電所事故と同評価は、県民にとって大きな衝撃。

④ 福島第一原子力発電所の東京電力社員等が避難

→ 現状把握や事故対策の懸念など、専門的知識を有しない県民に心理的恐怖心、切迫感を生じさせた。

2 過去の原子力事故の影響

① チェルノブイリ原子力発電所事故の影響

→ チェルノブイリ原子力発電所事故の恐怖が衝撃的に思い出され、子供を持つ親や妊婦を抱える家族をはじめ多くの県民に心理的恐怖心や切迫感を生じさせた。

② JCO臨界事故の影響

→ 原子力発電所を抱える本県にとって、隣県の事故でありその事故は記憶に新しく、その事故と比べものにならない未曾有の事故の発生は、県民にとって大きな衝撃。

3 県内の状況等

① 対象区域外でも放射線の恐怖感が増幅

→ 全県下で放射線モニタリング調査を実施しなければならない状況が強いられており、県内全域の県民が放射線の目に見えない恐怖に強制的に長期間さらされている。

② 学校生活等における利用制限

→ 校庭や公園等の利用制限により子供達は他都道府県と異なり萎縮したストレス感の強い生活を強いられ、また、放射線量の高い校庭等の表土を除去せざるを得ない状況が各地に広がり、子供や親、学校関係者への影響は甚大。小佐古敏荘内閣官房参与の政府対応と異なる発言は県民に大きな衝撃。

③ 約八千人以上の児童、生徒は県外に転入学

→ 子どもを持つ親が目に見えない放射線による被曝を極力抑えようとするのは、無理からぬ行動。

④ 水道水の摂取制限措置

→ 摂取制限措置がされた東京都など遠く離れた地域でもパニック。乳児のいる家庭や妊婦をはじめ県民が日々の日常生活において極度の精神的苦痛を受けていることは明らか。

⑤ 農産物の出荷制限等

→ 農家にとって商いという観点のみならず将来への不安も相当。また、食の安全が大きく揺らぎ県民にも大きな衝撃。

⑥ 政府による避難等の指示以外の地域からの放射線に関する問い合わせが多い

→ 約7割は対象地域以外の区域。

⑦ 放射線の影響について、長期間の健康モニタリングが必要

→ 長期的な健康不安に悩まされており、継続的な検査を強いられ、長期にわたって相当な精神的負担。

⑧ いわゆる「風評被害」が生じていること

→ 県外編入先小学校での差別、県内ナンバー車の県外店舗での利用拒否、県内全域での旅館・ホテルのキャンセル、放射線に汚染されていない証明書の要求、出荷制限等対象外品目の取引拒否、取引価格の下落など「福島県」というだけで敬遠。

⑨ 物資不足による生活困窮

→ 原子力事故による風評被害などで県内への物流が極度に減少したことに伴い食糧、ガソリン、灯油等の生活物資の不足が生じ生活困窮に陥ったことは、相当な精神的負担を生じさせた。

以上のような事象の一つ一つの積み重ねにより、単なる一般的・抽象的不安感や危惧感等を著しく超えた精神的苦痛を生じていることは明らかであり、また、自主避難することも原子力事故との相当因果関係が認められるべき。

<自主避難の例> ※福島県災害対策本部「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」に寄せられた相談等

- 放射線量が高いことから子供の健康を守るため引っ越した。精神的にも極度のストレスを感じている。 <福島市>
- 子供が外で遊ぶことができず自主避難を考えている。政府指示区域外もそのうち避難することになるのか不安。 <福島市>
- 娘が4ヶ月の子供を連れて福岡県へ避難。小学校の土壌を除去している状況では帰りたい。 <郡山市>
- 30km 圏外でも、隣接する地域が計画的避難区域に設定されたため、恐怖感を感じて自主避難した。 <南相馬市>

内閣総理大臣
菅 直人 様

原子力災害からの復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望

平成23年6月1日

福島県知事
佐 藤 雄 平

原子力災害からの復興に向けた速やかな体制整備と被災者の早期救済に関する緊急要望

福島第一原子力発電所において発生した原子力災害は、本県全域で、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

本県は、原子力災害に係る協議の場の設置を求めてきたところであるが、先月、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（以下、「復興基本法」）案が国会に提出され、原子力被災地域の復興に関する合議制機関の設置が盛り込まれたところである。

一方、先に政府が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置」においては、被災した農林漁業者や中小企業者等に対する損害賠償の措置が早急に実施されることが極めて重要であるとの考えが示され、東京電力(株)には、仮払いの実施など、速やかな賠償の実現に向けた取組みが求められており、さらに政府においても、原子力損害の賠償に関する支援の枠組みが検討されているところである。

しかしながら、原子力発電所事故から間もなく3か月が経過しようとしている中、未だにこうした枠組みが決定しておらず、被災した住民は、今もなお避難所等で身動きのとれない不安な生活を送っており、農林漁業者や中小企業等の被災事業者は、事業継続の瀬戸際に立たされている。

被災した住民、事業者が、このような状態に置かれ続けるのはもう限界であり、生活や事業の立て直しを図るためには、一刻も早く十分な賠償等が進められなければならない。

原子力被災地域の復興を早急に進める必要性と、被災者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、下記についての確実な対応を強く要望する。

記

1 被災地域の復興に向けた速やかな体制整備

- (1) 復興基本法の早期成立を図ること。
- (2) 復興基本法の成立後、原子力被災地域の復興に関する合議制機関を速やかに設置すること。

2 被災者の早期救済

- (1) 「緊急支援措置」に基づく損害賠償額の仮払いが一刻も早く実施されるよう、国の責任の下で、迅速に対応すること。
- (2) 被災者の早期救済を図ることを最優先に、国が責任を持って、仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にする工程を示すとともに、最後まで十分かつ確実に賠償等がなされる枠組みを確立し、法案の早期成立を図ること。

内閣総理大臣
菅 直人 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

平成23年6月15日

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

福島第一原子力発電所において発生した原子力災害は、本県全域で、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

「原子力損害賠償紛争審査会」において取りまとめられた「第一次指針」では、東京電力(株)に対し、賠償金の一定期間ごとの支払いや請求金額の一部前払いなど、合理的かつ柔軟な対応を求めることが明記されたところである。

また、政府が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置」により、ようやく農林漁業者、中小企業者への仮払いが開始されたところであるが、全分野における仮払いを含む損害賠償が迅速かつ適切になされる枠組みは決定しておらず、被災した住民は、今もなお避難所等で不安な生活を送り、被災事業者は、事業再開の見通しも立てることができないまま、事業継続の瀬戸際に立たされている。

このような、被災した住民、事業者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、下記についての確実な対応を強く要望する。

記

- 1 原子力災害に伴う損害賠償等は、事業者はもとより国が全責任を持って対応し、仮払いを含む賠償等が確実になされる枠組みを早急に確立すること。
- 2 損害賠償の枠組みの構築に当たっては、地方公共団体に人的、財政的な負担が生じることのないようにすること。